

浦安市介護保険事業者事故報告取扱要綱

平成20年12月25日

告示第122号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく条例等の規定により、法第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第24項に規定する居宅介護支援、同条第26項に規定する施設サービス、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス、同条第16項に規定する介護予防支援、法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス、法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援、法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス又は法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援（以下「介護保険サービス」という。）を提供する事業者（以下「介護保険事業者」という。）が、市長に事故の報告を行う場合の手續等について、必要な事項を定めるものとする。

(条例等の範囲)

第2条 この要綱は、次に掲げる条例等の規定による事故が発生した場合の市への報告について適用する。

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第68号）
- (2) 浦安市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第30号）
- (3) 浦安市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第32号）
- (4) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第70号）
- (5) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第72号）
- (6) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年千葉県条例第34号）

- (7) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第71号）
- (8) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第69号）
- (9) 浦安市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第31号）
- (10) 浦安市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）
（報告すべき事故）

第3条 報告すべき事故は、本市の被保険者（介護保険事業者が運営する市内の事業所における事故にあつては、本市以外の被保険者を含む。）に係る事故であつて、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 介護保険事業者が提供した介護保険サービスを利用した者（以下「利用者」という。）が死亡した事故又は医療機関において治療を必要とした事故
- (2) 個人情報情報の漏えい、書類等の紛失、金品等の横領その他の利用者の処遇に影響がある事故
- (3) 前2号に掲げる事故以外の事故であつて、当該利用者又は当該利用者の家族その他の関係者から損害賠償を請求された事故
- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条第1項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の規定により保健所長又は都道府県知事への届出が義務付けられている事由による事故
- (5) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、介護保険サービスの提供に影響がある事故
- (6) その他市長が必要と認める事故
（報告すべき事項）

第4条 報告すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 報告年月日
- (2) 事故状況の程度（死亡に至った場合には、死亡年月日を含む。）
- (3) 事業所の法人名、事業所（施設）名、事業所番号、サービス種別及び所在地
- (4) 対象者の氏名、住所、年齢、性別、保険者、サービス提供開始年月日及び身体状況
- (5) 事故の発生日時、発生場所、種別、発生時の状況及び内容の詳細
- (6) 事故発生時の対応、受診方法、受診先、診断名、診断内容及び検査、処置等の概要
- (7) 事故発生後の利用者の状況、家族等への報告状況、連絡した関係機関及び本人、家族、関係先等への追加対応予定
- (8) 事故の原因分析
- (9) 再発防止策
- (10) その他特記すべき事項
（報告の手順）

第5条 介護保険事業者は、事故が発生した場合は、速やかに家族その他の関係者及び法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者に連絡するとともに、浦安市介護保険事業者事故発生報告書（別記様式）により市長に報告するものとする。ただし、浦安市介護保険事業者事故発生報告書によりがたい場合は、任意の書面に報告すべき事項を記載の上、市長に報告することができる。

2 市長は、必要に応じて、介護保険事業者に対し、浦安市介護保険事業者事故発生報告書により、中間報告又は完了報告を求めることができる。

3 市長は、前2項の規定による報告に際し、必要に応じて資料の提出を求めることができる。

（市長の対応）

第6条 市長は、当該報告を受け、事故に係る状況を把握するものとする。

2 市長は、必要に応じ、当該事故に係る被保険者が属する保険者、都道府県又は千葉県国民健康保険団体連合会等（以下「関係団体」という。）に事故

の内容を報告するとともに、当該関係団体から要請があった場合には、連携を図るものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年12月15日告示第161号）

この告示は、公示の日から施行する。